



奥州市妊産婦タクシー助成券交付事業

ご使用の案内

奥州市では、妊産婦のみなさんの安心安全な出産・子育てを支援するため妊産婦タクシー助成券を交付しています。

申請期間は、母子健康手帳交付日または転入日から 30 日以内です。

種 類	助成内容	利用タクシー会社
①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券(20枚交付) (通院や買い物などで外出するとき)	1万円(500円×20枚)	【奥州・金ケ崎】【北上】 【一関】のタクシー会社
②出産等支援タクシー助成券(2枚交付) (出産や健診等で医療機関に通院するとき)	タクシー料金 2,000 円を 超える分を助成。(5万円 上限)	【奥州・金ケ崎】のタクシー 会社

〔助成券の有効期限は母子健康手帳交付日から1年間〕

◆対象者・手続き

- 母子健康手帳交付日または転入日から 30 日以内の妊婦さんが申請できます。
持ち物：母子健康手帳、印鑑
- 申請書へ必要事項を記入し、健康増進課親子みらい係または各総合支所健康増進担当へ提出してください。
- 申請手続きにより、タクシー助成券を交付します。
ただし、再交付はしませんので紛失にご注意ください。

★「①妊産婦おでかけ支援タクシー助成券」の使い方

- 助成券は右に記載しているタクシー会社のみ使用できます。
- タクシー利用時に母子健康手帳を提示し、“妊産婦おでかけ支援タクシー助成券”を使用することを教えてください。
- タクシー助成券は 500 円券が 20 枚綴りになっています。1 回に複数枚使用できます。
タクシー運賃と助成券の差額は利用者の負担となります。
原則 500 円未満の乗車料金には使用できませんのでご注意ください。
- 下車時に運転手にタクシー助成券を提出し、乗車料金からタクシー助成券利用分の金額を差し引いた額を現金でお支払いください。

<利用例> 自宅から医療機関までタクシーを利用した場合

タクシー運賃が1,780円だったとき

【 タクシー助成券 3枚 + 現金支払280円 = 1,780円 】

500円×3枚=1,500円



